

原議保存期間	5 年（令和13年3月31日まで）
有効期間	一種（令和13年3月31日まで）

警 視 庁 公 安 部 長 殿
各 道 府 県 警 察 本 部 長
（参考送付先）
警察大学校警備教養部長
皇宮警察本部警備部長
各管区警察局広域調整担当部長
庁 内 各 局 部 課 長
各 方 面 本 部 長

警察庁丁備企発第249号、丁公発第91号
丁外事発第174号、丁国テ発第206号
令 和 7 年 9 月 2 日
警 察 庁 警 備 局 警 備 企 画 課 長
警 察 庁 警 備 局 公 安 課 長
警察庁警備局外事情報部外事課長
警察庁警備局外事情報部国際テロリズム対策課長

公安・外事部門における緻密かつ適正な捜査を徹底するための具体的取組事項について（通達）

公安・外事部門における緻密かつ適正な捜査を徹底するための取組については、「公安・外事部門における緻密かつ適正な捜査の徹底のための取組の推進について（通達）」（令和7年8月7日付け警察庁丙備企発第70号ほか。以下「警備局長通達」という。）により示されたところであるが、この度、具体的取組事項を下記のとおり取りまとめたので、各位にあっては、その趣旨を十分に理解した上で、各種取組を強力に推進されたい。

記

1 本部長捜査会議等について（警備局長通達記1 関係）

(1) 開催時期

本部長捜査会議は、捜査方針の決定や、関係機関との協議結果や証拠の評価を踏まえた捜査方針の見直し、搜索差押許可状や逮捕状の請求要否の判断等の重要な節目ごとに開催すること。

(2) 参加者等

警察本部長（警視庁にあっては公安部長）、警備部長（警視庁を除く。）、警察本部警備部（警視庁にあっては公安部）の庶務担当課長、事件主管課長、捜査主任官等に加え、警備事件指導官についても原則として参加すること。

また、幹部の人事異動等があっても捜査の組織的運営が確保されるよう、原則として、事件主管課が同会議における検討結果及び捜査指揮事項を確実に記録すること。

(3) 会議での検討事項

会議においては緻密かつ適正な捜査の確保に必要な事項を幅広く検討することとし、その際、強制捜査の必要性の検討、消極証拠その他消極要素の有無の確認、主たる客観証拠及び供述の吟味、検察庁等関係機関との協議状況についても確認等を行い、必要と認められるときは、捜査方針の大幅な変更や捜査の終結も辞さない見直し等を行うこと。

特に、逮捕については、「捜査は、なるべく任意捜査の方法によって行わなければならない」（犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）第99条）、「逮捕権は、犯罪構成要件の充足その他の逮捕の理由、逮捕の必要性、これらに関する疎明資料の有無、収集した証拠の証明力等を十分に検討して、慎重適正に運用しなければならない」（同規範第118条）とされているとおり、いたずらに積極意見に流されることなく、慎重な判断を行うこと。

(4) その他

各都道府県警察の事件主管課長は、本部長捜査会議とは別に、個別事件の捜査会議に定期的に参加し、捜査員から直接報告を受けるとともに、重要な証拠は自ら確認するなどして、捜査状況を詳細に把握し、捜査方針を判断すること。

また、各都道府県警察の事件主管課は、警察本部長が直接指揮すべき事件を認知した場合は、その旨を警備事件指導官に報告するものとする。

2 警備事件指導官の配置について（警備局長通達記2関係）

警備事件指導官は、客観的な立場から中立的に捜査状況等を把握した上で、場合によっては、事件担当係の管理官等に対して指導を行い、警察本部長等に対し、個別又は本部長捜査会議の場で意見具申を行うという立場であることを踏まえ、適切な者を配置すること。

なお、警備事件指導官は、本通達に定める任務を行うほか、警備局警備企画課長が別途定める具体的役割に従い、適正捜査指導室（仮称）と連携の上、適正捜査の確保に努めること。

3 意思疎通の円滑化について（警備局長通達記3関係）

警備事件指導官が相談・意見等を受け付けるに当たっては、現場捜査員からの「生の声」を幅広くかつ十分に吸い上げられるようにするため、その方法についてはメール、投書、電話等幅広い手段を用いられるようにすること。受け付けた相談・意見等は、その内容に応じて、事件主管課への共有を行うなど、適切に対応すること。その際、相談者・通報者の意思に反して相談者・通報者が特定されることのないよう秘密保持及び個人情報の保護に十分留意すること。

4 指導・教養の充実等について（警備局長通達記4関係）

警備事件指導官は、適正捜査指導室（仮称）と連携の上、対象者の階級、捜査経験や実務能力を踏まえた教養を行うこと。その際、証拠の十分な収集と吟味、裏付捜査の徹底、消極証拠の精査、捜査書類等の適正な管理、取調べにおける基本の遵守、公判の審理といった観点を含めた的確な捜査指揮等に関する内容の教養を行うこと。

加えて、様々な立場の者に多様な捜査経験を付与するため、他部門との人事交流については階級を問わず幅広く行うほか、多様な知見を有する部内外の人材を積極的に活用すること。